

千葉県公立学校情報機器整備基金条例の原案について



令和6年1月17日
千葉県教育庁教育振興部学習指導課
電話 043-223-4176

千葉県公立学校情報機器整備基金条例の制定について、知事に対し申し入れをするものです。

1 議決の内容

千葉県公立学校情報機器整備基金条例の制定について

2 根拠法令

- (1) 地方自治法 第96条第1項第1号、第241条第1項
- (2) 千葉県教育委員会行政組織規則第5条第4号
- (3) 千葉県教育委員会会議規則第13条第1項第4号

3 その他

本件は、知事から、議案案件の公表があるまで、具体的な内容は公表できません。